

(裏)

10. 連絡事項

—連絡事項—

- ・水道の休止・廃止・名義変更（アパート等の退去時）は、事前に上下水道課まで届け出でください。
- ・水道料金のお支払いは、便利で忘れない口座振替をご利用ください。
- ・口座振替の方は、検針月の翌月10日に引き落としとなります。（休日の場合は、翌営業日）
- ・口座振替の申請をされていない方は、検針月の翌月1日に納付書を発送しますので、金融機関（ゆうちょ銀行含む）・コンビニ（期限内）にて納付してください。
- ・使用者名については一部類似文字を使用している場合があります。

漏水していませんか？

前月と比較して急に使用水量が増えたような時は、地下や床下など見えない所で漏水していることがあります。そのような時は、次のようにして調べてください。

①敷地内の蛇口を全部しめる。

②メーターのバイロット

マークを調べる。もし、少しでも回っていたらどこかで漏水しています。すぐに土岐市水道工事指定店へ修理を依頼してください。



検針しやすいようご協力を

検針を能率よくするためにご協力をお願いします。

①メーターボックスの上に物を置かないでください。

②犬は放し飼いにせず、出入り口やメーターボックスから離れた場所につないでください。

下水道使用料について

下水道使用水量は、原則的に上水道の使用水量とします。（井戸水等を使用される場合を除く）

また下水道にも休止制度があります。長期間にわたって下水道を使用しない時には、「下水道休止届」を提出してください。届けのあった翌月から、水道などの使用水量が0m³の場合に下水道使用料はいただけません。

お問い合わせは

土岐市役所 上下水道課 経営係

（0572）54-1111（代表）

※お問い合わせの際は、通知書番号をお知らせください。